

(令和7年度)

「自然首都・只見」学術調査研究助成金事業募集要項

1 趣旨

日本の自然の中心地として「自然首都・只見」を標榜する福島県只見町は、豪雪環境による雪食地形とブナ林を代表とする落葉広葉樹林により構成されるモザイク植生に特徴付けられる広大な自然環境が存在し、そこには多種多様な野生動植物が生育・生息しています。また、そうした自然環境や天然資源を持続可能な形で利活用してきた住民の伝統的な生活・文化も存在します。平成26年(2014年)6月、これらの関係性が自然と人との共生する国際モデル地域と評価され、只見町全域および隣接する檜枝岐村の一部がユネスコ MAB (人間と生物圏) 計画の Biosphere Reserve : BR (国内呼称 ユネスコエコパーク) に登録されました。

全国の山間地域の例にもれず過疎高齢化が進む只見町ですが、ユネスコエコパークの枠組みを活用し、豊かで貴重な自然環境を保護・保全し、それらを拠り所にした伝統的な生活・文化を守り、活かす町づくりを推進しています。「自然首都・只見」学術調査研究助成金事業は、ユネスコエコパーク関連事業の一つとして実施するものです。只見町の貴重で優れた自然環境を保護・保全し、そうした自然環境や天然資源の持続可能な形での利活用を通じた地域社会の発展に寄与するような調査研究を募集します。



2 助成対象分野

助成する対象分野は、只見町を主要なフィールドとした以下の調査研究とします。

- (1) 生態系、生物多様性の保全、再生及び活用に関する基礎研究から応用研究
- (2) 歴史、民俗の保存、継承に関する研究
- (3) 前号に関するシンポジウム、研究会等の開催

なお、下記のキーワードに該当する調査研究への助成を優先します。

(1)に関する キーワード	雪食地形、モザイク植生、偽高山帯、ブナ林、絶滅危惧種、希少種、つる植物、天然資源量、両生類、サンショウウオ類、淡水魚類相、魚類資源、在来種、大型猛禽類（イヌワシ、クマタカ）、水田生態系、薪エネルギー、スギ人工林、旧薪炭林、林業、エコツーリズム、ユネスコスクール、ESD
(2)に関する キーワード	漁撈、狩猟、採集、山菜、キノコ、入会慣行、薪炭林、春木山、焼き畑（カノ）、伝統芸能、早乙女踊り、神楽、民話、民具、古民家、厩中門造、年中行事、編み組細工、保存食、伝統食、古道、文書、巻物、仕事着、エコツアー、ユネスコスクール、学校教育、生涯学習、「自然首都・只見」伝承産品

※只見町の自然や暮らしの概要については、只見ユネスコエコパーク公式ホームページもご参照ください。

<http://tadami-br.jp/>

3 対象研究者・研究期間

- ・研究者または研究グループ等で、上記の分野において現に調査研究活動に従事するか、または着手の段階にあるもの。
- ・研究の成果が2～3年以内に期待できるもの。

4 助成金事業の内容

(1) 助成額

1件50万円（ただし、シンポジウム・研究会等は1件30万円）が上限。

(2) 助成金の使途

当該年度の調査研究、研究会・シンポジウム等の目的を達成するために必要なものに使用できます（旅費、消耗品、印刷製本、図書、会場費、講師謝礼など）。 ※資料1参照

(3) 研究会・シンポジウム等の開催

只見町内の施設を利用して開催することとします。利用できる施設については、事務局までお問い合わせください。また、一般公開を含めた形での開催とします。

(4) 助成期間

原則として、交付決定日から令和8年（2026年）3月31日まで。ただし、期間の開始は交付金交付決定前事前着手願いの提出があれば、令和7年（2025年）4月1日までさか

のぼることが可能。

5 助成金応募に際しての条件（以下についてご了承の上ご応募ください）

（1）調査研究成果の発表

- ・ 助成研究者は、当該年度中に開催する只見町主催の成果発表会に出席し、一般町民に対して成果の発表をするものとします（発表会は概ね1月下旬に実施）。発表に際しては、専門的な知識がない者でも理解できる内容での発表をお願いします。
- ・ 成果発表会出席にかかる旅費は経費の支出計画に含むことが可能です。

（2）研究成果の還元

- ・ 助成研究者は、得られた成果を発表会の他に何らかの形で只見町に還元いただきます。（例、 学術雑誌での論文発表、只見町プラセンター紀要への寄稿、など）

6 選考

選考委員会において厳正に選考の上、令和7年（2025年）5月下旬までに採否決定し通知します（※資料2参照）。

7 必要書類・申し込み方法

次の書類を期日までに事務局へ郵送あるいは持参してください。なお、計画書の各項目は具体的に、わかりやすく記載していただくようお願いいたします。また、申請書類等は返却しませんので、予めご了承ください。

応募締切：令和7年（2025年）5月8日（木）必着

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| （1）「自然首都・只見」学術調査研究助成金交付申請書（様式第1号） | 1通 |
| （2）調査研究計画書（様式第2-1号、様式第2-2号、様式第2-3号） | 各1通 |
| （3）研究業績一覧（様式第3号） | 1通 |
| （4）調査研究経費の支出計画（様式第4号） | 1通 |
| （5）交付金交付決定前事前着手願いについて（※必要な場合） | 1通 |

8 申し込み・問い合わせ先

只見町役場交流推進課ユネスコエコパーク推進係

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字町下2590

TEL 0241-82-5963

E-mail tadamibr@town.tadami.lg.jp

(資料 1) 助成金の予算計画等作成および予算執行にあたってのお願い

助成金の予算計画等の作成および採択後の予算執行にあたり、可能な限り只見町内の店舗・施設等を優先的に利用する形でご検討ください。

1 調査等にかかる移動に関して

① 自家用車等を使用する場合

可能な限り、只見町内のガソリンスタンドでの給油をお願いします。

◎只見町内のガソリンスタンド

- ・会津只見SS/菊地商店 (梁取字沖 108-3、Tel0241-86-2208)
- ・コスモ石油黒谷給油所/尙倉田屋 (黒谷字黒下 1126、Tel0241-84-2606)
- ・JA-SS 只見給油所 (福井字仲町 71、Tel0241-84-2358)
- ・コスモ石油只見SS/只見郵便運送(只見字宮前 1304-1、Tel0241-82-2214)
- ・出光只見SS/さかい商店 (只見字上ノ原 1736、Tel0241-82-2035)

② レンタカーを使用する場合

可能な限り、公共交通機関を利用して只見町まで来た後、只見町内のレンタカーのご利用をお願いします。

◎只見町までの利用可能な公共交通機関

只見町インフォメーションセンター ホームページをご参照ください。

<https://www.tadami-net.com/access/20170815/11339>

◎只見町内のレンタカー取り扱い店舗(車種や金額は直接お問い合わせください)

- ・川合自動車工業株式会社 (只見字上ノ原 1644-1、Tel0241-82-2086)
- ・エスネットレンタカー只見営業所 (Tel090-8928-8916)

<https://www.tadami-net.com/plan/20220114/11313>

※事前予約にて JR 只見駅まで配車。

2 宿泊に関して

只見町インフォメーションセンター ホームページをご参照ください。

<https://www.tadami-net.com/plan/20170815/11304>

3 物品の購入に関して

可能な限り只見町内の店舗での購入をお願いします(必要物品の取り扱いの有無などは直接お問い合わせください)。

例)

◎電子機器

NICE サカイ (只見字新屋敷 1581、Tel0241-82-2066)

富士久(株) (黒谷字御蔵前 1107、Tel0241-84-2122)

メグロデンキ（株）（只見字田中 1298-1、TEL0241-82-2233）

◎実験機器

（有）ふじた（只見字雨堤 1068-2、TEL0241-82-2198）

はせべ商店（只見字宮前 1307-2、TEL0241-82-3011）

◎野外調査道具

丸平（有）（只見字田中 1165、TEL0241-82-2145）

三条屋商店（有）（只見上ノ原 1803-4、TEL0241-82-2135）

（有）ふじた（只見字雨堤 1068-2、TEL0241-82-2198）

はせべ商店（只見字宮前 1307-2、TEL0241-82-3011）

只見町森林組合（只見字田中 1283-3、TEL0241-82-3120）

◎文房具

はせべ商店（只見字宮前 1307-2、TEL0241-82-3011）

川原田商店/Y ショップ（小林字下前田 445、TEL0241-86-2226）

◎書籍

米屋書店（只見字上ノ原 1690-1、TEL0241-82-2778）

不明な点等あれば事務局までお問い合わせください。

只見町役場交流推進課ユネスコエコパーク推進係

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字町下2590

TEL 0241-82-5963

e-mail tadamibr@town.tadami.lg.jp

(資料2) 「自然首都・只見」学術調査研究助成金事業の流れ

応募 (要綱第7条)

必要書類

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 「自然首都・只見」学術調査研究助成金交付申請書 (様式第1号) | 1通 |
| (2) 調査研究計画書 (様式第2-1号、様式第2-2号、様式第2-3号) | 各1通 |
| (3) 研究業績一覧 (様式第3号) | 1通 |
| (4) 調査研究経費の支出計画 (様式第4号) | 1通 |
| (5) 交付金交付決定前事前着手願いについて (※必要な場合) | 1通 |

必要書類を事務局へ提出

提出締切: 令和7年(2025年)5月8日(木) 必着

審査 (要綱第8条)

不採用 (文書で通知)

期間: 5月下旬

採用 (交付決定通知)

期間: 5月下旬

調査研究、シンポジウム・研究会の実施 (ブナセンターが支援)

成果発表会 (1月下旬) (要綱第14条)

※シンポジウム・研究会分野は該当しません。

事業実績の報告、助成金の請求 (事業完了時) (要綱第10、11条)

助成金の支払い ※概算払請求により事業完了前でも助成金を受け取ることができます。

(様式第1号)

「自然首都・只見」学術調査研究助成金交付申請書

年 月 日

只見町長 様

申請者 (代表者)

(住所)

(所属)

(電話)

(氏名)

印

「自然首都・只見」学術調査研究助成金の交付を必要書類を添えて申し込みますので、
お願いいたします。

(様式第2-1号)

調査研究計画書 (全3枚)

助成金の交付を受けようとする助成研究者略歴

1	氏名		年齢	歳
	所属			
	住所	〒		
	電話	所属先 () - , 携帯 () -		
	FAX	() -		
	E-mail			
	現在	大学生 (回生)、大学院生 (M 、 D)、その他 ()		
	専門分野			

2	氏名		年齢	歳
	所属			
	住所	〒		
	電話	所属先 () - , 携帯 () -		
	FAX	() -		
	E-mail			
	現在	大学生 (回生)、大学院生 (M 、 D)、その他 ()		
	専門分野			

3	氏名		年齢	歳
	所属			
	住所	〒		
	電話	所属先 () - , 携帯 () -		
	FAX	() -		
	E-mail			
	現在	大学生 (回生)、大学院生 (M 、 D)、その他 ()		
	専門分野			

※欄が不足する場合は、記入欄を増やす等、適宜様式を変更して下さい。

代表者氏名 _____ 印

指導教官 _____ 印

※代表者が学生の場合

(様式第2-2号)

1 研究テーマ (研究会・シンポジウム等のテーマ)

2 研究目的 : 研究の背景とともに具体的に記述すること
(研究会・シンポジウム等の目的と内容)

3 調査・研究方法 : 調査地、方法、日程等
(研究会・シンポジウム等の開催方法 : 主催者、開催場所※1、参加者※2等)

※1 只見町内に限ります。 ※2 一般公開を含めること。

(様式第2-3号)

4 調査の年間スケジュール
(研究会・シンポジウム等のスケジュール)

5 申請する調査研究あるいは研究会・シンポジウム等から得られると期待する成果が只見町にどのように貢献するのか、また、申請者はその成果をどのような形で只見町に還元する予定か

(様式第3号)

研究業績一覧

氏名 _____

論文・著書（本研究に関するもの5編以内）

講演・学会発表等（本研究に関するもの5回以内）

(様式第4号)

調査研究経費の支出計画 氏名 _____

研究助成金 総額

円※1

(単位：円)

支出科目	予定額	内訳
旅費 ※2	()	
消耗品費 ※3	()	
印刷製本費	()	
図書購入費	()	
講師謝礼 ※4	()	
会場費 ※4	()	
その他	()	
総額	()	

※1 調査研究分野は上限50万、シンポジウム・研究会分野は上限30万とします。

※2 同行者を含む。シンポジウム等開催の場合は、原則として宿泊費のみ。

※3 消耗品は単価が1万円未満の物品をいいます。

※4 シンポジウム、研究会に限る。

※5 研究費の総額が助成金額を超える場合は、各科目の()の中に総額を書き込んでください。

年 月 日

只見町長 様

申請者（代表者）

（住所）

（所属）

（電話）

（氏名）

印

「自然首都・只見」学術調査研究助成金
交付金交付決定前事前着手願いについて

年 月 日付けをもって申請いたしました下記1の「自然首都・只見」学術調査研究助成金は、下記2の理由により交付決定前着手が必要であるため、下記3の期間で実施したいので、事情勘案の上よろしくお願ひします。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

記

1. 調査研究等のテーマ
2. 交付決定前着手を必要とする理由
3. 調査研究等の実施期間（予定）

着手年月日※ 年 月 日

完了年月日 年 月 日

※着手年月日は早くとも当該年度の4月1日からとします。